

様式第1号(第3条関係)

年長者日常生活用具給付等申請書

年 月 日

島本町福祉事務所長 殿

申請者 住所 _____

氏名 _____ ⑩

対象者との続柄()

下記により日常生活用具の(給付 ・ 貸与)を申請します。

対象者	氏名		男・女	年 月 日生 満()歳	
	住所	島本町	電 話		
介護保険	未申請・非該当・要支援・要介護(要介護度)				
世帯員の状況	氏名	年齢	続柄	職業	備考
給付等を受けたい用具の名称	《給付》電磁調理器・火災警報器・自動消火器				
給付等を希望する理由	《貸与》年長者用電話				
備考	※ 対象者が借家に居住しており、火災警報器・自動消火器の設置、年長者用電話の回線工事等に家主の承諾を要する場合に記入 上記の者に貸与している家屋に対し、日常生活用具を設置することを承諾します。 年 月 日 家主 住所 氏名 ⑩ 電話				

様式第2号(第4条関係)

年長者日常生活用具給付・貸与決定通知書			
			第 号 年 月 日
様			
島本町福祉事務所長			
さきに申請のありました年長者日常生活用具につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。			
給付・貸与番号	第 号	給付等年月日	年 月 日
対象者氏名			
給付・貸与する用具名 (型式規模等)			
用具の給付等に要する費用総額		申請者又は生計中心者が支払うべき額 (自己負担額)	
公費負担額			
注意事項	<p>1 用具の給付は、申請者又はその世帯の生計中心者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に行うものですから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る際に支払ってください。</p> <p>2 給付・貸与された用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供することは固く禁じられています。</p> <p>3 2に反した場合には、費用の全額又は一部を返還、また貸与した用具を返還してもらうことがあります。</p> <p>4 貸与を受けた用具は、用具を必要としなくなったとき、また転出・施設入所・同居等の理由により貸与の要件を満たさなくなったときは、速やかに用具を返還しなければなりません。</p>		

様式第3号(第4条関係)

年長者日常生活用具給付・貸与券			
給付・貸与番号	第 号	給付等年月日	年 月 日
対象者氏名		生 年 月 日	年 月 日
住 所			
申請者氏名		対象者との 続 柄	
給付・貸与 する用具名 (型式規模等)			
納入業者名			
納入業者住所			
給付等に要する 費用総額		申請者又は 生計中心者が 支払うべき額 (自己負担額)	
公費負担額			
この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限	年 月 日	
	業者の請求期限	年 月 日	
上記のとおり決定する			
年 月 日			
島本町福祉事務所長			
業者の 納入した日	平成 年 月 日	申請者又は生計中心者 から受領した額	
納入業者名	㊞	受領者氏名	㊞

様式第4号(第4条関係)

年長者日常生活用具却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

島本町福祉事務所長

年 月 日付で申請のありました年長者日常生活用具()
につきましては、次の理由により却下することに決定しましたので通知します。

対象者

氏名	住所
----	----

却下理由

--

様式第5号(第5条関係)

年長者日常生活用具受領書兼確認書

島本町年長者日常生活用具給付等事業実施要綱により、 年 月 日に(給
付・貸与)された日常生活用具()は、私の
申請により給付・貸与された日常生活用具に相違ありません。

住 所

氏 名

⑩

年 月 日

島本町福祉事務所長 殿